

あいりレー ケアホーム石岡 ご利用料金表

(1) 基本料金 (1か月につき)

<令和6年4月～>

要介護 状態区分	基本単位	総合 マネジ メント 加算 (I)	科学的介護 推進体制 加算	生産性向上 推進体制 加算 (II)	処遇改善 加算等	介護保険適用時の1ヶ月 あたりの 自己負担額の目安 (1割負担者)
要支援1	3,450	1200	40	10	・処遇改善(I) ・特定処遇改善(II) ・ベースアップ 総単位数の 13.1% ※6月からは新処遇 改善加算IIの 14.6%になります	5,315 円
要支援2	6,972					9,300 円
要介護1	10,458					13,241 円
要介護2	15,370					18,797 円
要介護3	22,359					26,701 円
要介護4	24,677					29,324 円
要介護5	27,209					31,753 円

*月途中での登録開始や登録解除の場合、日割り料金となります。

*上記の料金はいくまでも目安であり、各利用者様のご利用状況によって変動があります。

<基本となる加算について>

- **総合マネジメント加算 (I)** : 「ご利用者の心身やご家族等に関わる環境の変化に対して、計画作成責任者、看護師等の多職種協働でサービスの計画の見直しを随時行っている」「地域における活動への参加の機会が確保されている」「日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している」等の要件に該当。
- **科学的介護推進体制加算** : 科学的介護情報システムへのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の向上を推進している。
- **生産性向上推進体制加算(II)** : 見守り機器等のテクノロジーを導入し、業務改善の取り組みを推進している。
- **介護職員処遇改善加算 I ・ 特定処遇改善加算 II ・ ベースアップ加算** : 合計で総単位数の 13.1%分が加算。6月からは新処遇改善加算 II の 14.6%になります。

<条件によって適用されるその他の加算について>

- **初期加算** : 登録した日から 30 日間は、1日 30 単位が加算。
- **看取り連携体制加算** : 看取り期の登録者又はその家族等に対して、方針の内容を説明し同意を得たうえで看取り対応を行った場合、亡くなられた当日から 30 日前まで、1日あたり 64 単位が加算。
- **認知症加算** : 主治医意見書において、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方は**認知症加算 (Ⅲ)**として月 760 単位、認知症日常生活自立度Ⅱであり、かつ要介護2に該当する方は**認知症加算 (Ⅳ)**として月 460 単位が加算。
- **若年性認知症受入加算** : 個別の担当者を定めて若年性認知症利用者様を受け入れた場合、1か月につき**要介護は 800 単位**、**要支援は 450 単位**が加算。
- **認知症行動・心理症状緊急対応加算** : 短期利用の場合について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に当事業所を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合、利用開始から 7 日を限度として1日につき 200 単位が加算。

※石岡市は、1割負担の方の1単位あたりの自己負担金額が 1.0 円となります。

(2) 自費 (日額)

種類	利用料
居室利用料 (宿泊時、1日あたり)	■1,250 円 ※例:1泊2日の場合は2日分となります。
水道光熱費 (通い・泊り利用時)	■1日あたり 300 円 ■冬季暖房費 1日 +88 円 ※11月から3月は冬季期間の暖房費を設定させて頂いております。
食費	■朝食 500 円 ■昼食 800 円 ■夕食 650 円 ■弁当 350 円 ※レクリエーション等の特別食や外食は実費での提供になります。

(3) 実費負担となる料金

種類	利用料
洗濯代	■ 1回 : 500 円
おむつ代(単品の場合)	■ 紙おむつ : 150 円 ■ 紙パンツ : 250 円 ■ 尿取りパッド : 50 円
通院等の送迎(片道)	■ 10 km未満 : 700 円 ■ 10 km~20 km未満 : 1,200 円 ■ 20 km以上 : 1,500 円
理美容サービス	実費 ※月 1 回の施設への出張サービス
行事 レクリエーション	入場料・材料費・食事代など 実費 企画毎にご利用者様もしくはご家族様の希望をお伺いして実施します。
その他	ご利用者様の希望等により提供するもの等に関しては、実費となります。

(4) 短期利用居宅介護費（緊急時の短期利用の場合のみ）（1日につき）

要介護状態区分	基本単位	処遇改善 加算等	介護保険適用時の1日 あたりの 自己負担額の目安 (1割負担者)
要支援1	424	・処遇改善(I) ・特定処遇改善(II) ・ベースアップ 総単位数の 13.1% ※6月からは新処遇改善加 算IIの14.6%になります	479 円
要支援2	531		600 円
要介護1	572		647 円
要介護2	640		724 円
要介護3	709		802 円
要介護4	777		878 円
要介護5	843		940 円

※生産性向上推進体制加算（II）：見守り機器等のテクノロジーを導入し、業務改善の取り組みを推進している。

※石岡市は、1割負担の方の1単位あたりの自己負担金額が1.0円となります。

※自費の算定については、通常のご利用時と同様になります。

※上記の料金はあくまでも目安であり、各利用者様のご利用状況によって変動があります。

*介護保険関連法令の改正またはその他の事情により、料金を変更させていただく場合がございます。変更する際には事前にご説明し、ご了承をいただきます。



あいりー・ケアホーム石岡

石岡市鹿の子2-8-37

TEL:0299-57-1758

FAX:0299-57-1716